

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 20 日現在

機関番号：31604  
 研究種目：研究活動スタート支援  
 研究期間：2011～2012  
 課題番号：23830062  
 研究課題名（和文） ソーシャル・インクルージョンの促進に向けた「差異」の受容過程に関する基盤的研究  
 研究課題名（英文） The research on the acceptance process of “difference” for the promotion of social inclusion  
 研究代表者  
 下司 優里（GESHI YURI）  
 東日本国際大学・福祉環境学部・講師  
 研究者番号：40615738

研究成果の概要（和文）：インクルーシブ社会の成功例として評価されているカナダにおいて、「差異」の典型であった知的障害者の処遇が成立、展開していく過程は、19 世紀以降のアメリカ合衆国をはじめとする他国およびカナダ国内の知的障害関係専門家・運動団体の議論を反映しつつも、実際の処遇においては各機関の主導者、すなわち州立施設長および補助学級調査官の思想と方針に依拠する部分が大きかったことが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：In Canada since late 19th century, while there was a reflection of discussions of movement organizations and stakeholders with people with intellectual disabilities in Canada and other countries, including the United States, practically, the treatment of people with intellectual disabilities greatly relied on policy and ideology of leaders, i.e. the superintendent of provincial institutes for people with intellectual disabilities and the inspector of the auxiliary classes.

### 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：社会福祉学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：ソーシャル・インクルージョン、知的障害、障害者処遇、カナダ

#### 1. 研究開始当初の背景

(1) インクルーシブ社会の実現へ向けた日本の現状

今日、インクルーシブな社会の推進は、世界的な潮流となっている。日本でも、この流

れをひとつの背景として、平成 12 年の社会福祉基礎構造改革と、平成 19 年度の特殊教育から特別支援教育へという大規模な教育改革を経験した。これにより、措置から契約へ、また特別な教育的ニーズに基づいた柔軟な措置・支援へと障害者に関わる政策の方針転換がなされた（社会福祉基礎構造改革につ

いて、1999、21世紀における特別支援教育のあり方について、2003)。

しかしながら、日本の社会福祉および教育は、必ずしもインクルージョン本来の目指す、言語的、民族的、文化的、身体的、能力的特性を持つ人々を視野に入れているとはいえない。今日でも、障害児者、外国人労働者・子女、経済的困窮者が、社会・教育の場で格差を生んでおり、障害だけでなく、あらゆる「差異」を視野に入れた日本社会の実現が求められているといえる。

## (2) 非受容的社会からカナダ・インクルーシブ社会へ

世界に目を転じると、カナダは、1971年の多文化主義宣言や1988年の多文化主義法(the Canadian Multi-culturalism Act)に代表されるように、世界で初めて国として「障害者やエスニック・マイノリティを含め、すべて国民の社会への完全参加を歓迎するインクルージョン」をあげ(カナダ憲章, 1982; カナダ政府, 2000)、他国に先駆けてその達成を目指すことを国策として提唱・推進してきた。OECD(1999)をはじめ、近年のカナダに対する評価を見ても、同国がインクルーシブ社会として比較的成功していることがわかる。

しかし一方で、カナダの障害者に関する福祉史・教育史を見ると、必ずしも障害者に寛容的ではなかったカナダ社会の姿が浮かび上がってくる。20世紀初頭、優生学の隆盛に伴い、障害者の婚姻制限、施設への隔離収容、そして優生断種がアルバータ州およびブリティッシュ・コロンビア州によって合法化され、実行されていた。特に知的障害者および精神障害者は、貧困や犯罪といった社会問題を惹起する主要因子として、第二次世界大戦後まで社会的脅威の源であり、施設収容がその主たる処遇であった。

ではなぜ、カナダにおける障害者への対応が脅威論から差別の撤廃へ、そして今日のインクルーシブ社会へと変化したのか。インクルーシブ社会の最大のタスクである、「人間の『差異』をどう扱うか」ということにカナダはどう取り組んできたのか。それは、今まさにインクルージョンを目指す日本にとって、しかるべき究明課題であると考えた。

## 2. 研究の目的

本研究では、差別の撤廃について、現在世界的に高い評価を受けているカナダが、「人間の『差異』をどう扱うか」というインクルーシブ社会で最大のタスクをどのように達成しようとしてきたのかを解明するため、20

世紀前半カナダの知的障害者の処遇に焦点を当てて究明する。これは、知的障害問題が上述した現代的課題を究明するうえで、極めて充実した要素を内包しているからである。

知的障害は今も昔も社会不適応の典型であり、社会事業や特殊教育の対象として、そして学問的研究課題として、多大な関心を集めてきた。また時には、社会的脅威あるいは同情の対象となり、行政機関はそれぞれの関係部門で対策を講じてきた。知的障害者の処遇の歴史は、いわば「差別の歴史」である。

現在カナダにおける、社会参加を含めた知的障害者の平等権の実現には、第二次世界大戦後の知的障害者の親の会を中心とした脱施設、地域生活を追求する運動が重大な役割を果たしたとされる。この運動の背景には、戦前までの知的障害者の処遇に対する厳しい批判があった(Simmons, 1982)。したがって、カナダにおける知的障害者のインクルージョンの成立過程を解明するためには、前提となる20世紀前半の知的障害者処遇の実態と展開過程を追究することが必要不可欠の課題である。

## 3. 研究の方法

### (1) 研究対象

オンタリオ州を研究対象地域とし、1876年の開設から1950年代まで州内唯一の州立知的障害者施設であったオリリア施設、および1914年補助学級法により設置が規定される、公立学校「精神薄弱」学級(Training Classes)を主な研究対象とする。

### (2) 対象時期

オンタリオ州で知的障害への対応が政策的課題として顕在化した1870年代から、第二次世界大戦前の知的障害者福祉・教育が一応の確立をみる1930年代までとする。先行研究に鑑みて、時期区分を以下のとおり設定する。

第1期(19世紀後半～1910年代): 知的障害者の処遇問題に関する議論が見られはじめてから、1914年補助学級法により規定された「精神薄弱」学級が定着する時期

第2期(1910年代後半～1920年代後半): 「精神薄弱」脅威論の隆盛とオリリア施設の拡大および公立学校「精神薄弱」学級の普及・拡大が見られる時期

第3期(1920年代末～1930年代): 知的障害関係者間で議論が活発化する一方で、オリリア施設と「精神薄弱」学級ではコミュニティとの関係が指向される時期

### (3) 主な資料と研究方法

まず、同州における知的障害者の処遇に関する議論を分析するため、知的障害関係者・団体の著書や議事録を用いる。具体的には、カナダ女性会議 (the National Council of Women of Canada)、公衆衛生協会 (the Canadian Public Health Association)、精神衛生協会 (the Canadian National Committee for Mental Hygiene)、そして優生学協会 (Eugenics Society of Canada) 等の団体とその中心的人物である。

さらに、オンタリオ州「精神薄弱」者調査官年報 (1906-1920 年)、補助学級調査官年報 (1915-40 年)、オンタリオ州立知的障害者施設年報 (1891-1940 年)、および調査官と施設長それぞれの著書・論文・書簡を主な一次資料として、両機関における運営理念や処遇実態を明らかにする。

## 4. 研究成果

### (1) 平成 23 年度

研究の初年度には、次の作業を実施し成果を得た。

①カナダ・オンタリオ州 (トロント市およびオタワ市) において、先行研究の検討により抽出された、知的障害問題に関する団体、研究機関および行政機関等の史資料の所蔵調査ならびに収集を行った。

②オンタリオ州に焦点を当てて、第二次世界大戦前に施設への隔離保護から地域における受容へと知的障害者の処遇の転換を指向した経緯と背景を究明した。

### (2) 平成 24 年度

最終年度は以下の研究作業を行い、成果を得た。

①1920 年代末から 1930 年代のカナダ・オンタリオ州立知的障害者施設における入所者のコミュニティ復帰構想の経緯と内容を解明することにより、1960 年代以降の脱施設化運動を再考するための新たな知見を得た。

②平成 24 年 4 月～5 月に英国ロンドン British Library にて、大英帝国から独立直後のカナダがモデルのひとつとした、英国の障害児施設に関する所蔵調査と資料収集を行った。先行研究では未検討であった、当時の英国とカナダの関連を示す史料を発見・収集した。

③関連研究分野の学会等研究集会において随時、研究成果を報告するとともに、関係

研究者との討議を通して、本研究の分析方法や考察の妥当性について検討を重ねた。

### (3) まとめ

カナダ・オンタリオ州では、1950 年代に結成された知的障害者の親の会 (the Ontario Association for Retarded Children) が中心となって 1960 年代から加速する脱施設化の取り組みとして、1970 年代前後からは入所施設の解体と知的障害者の地域コミュニティへの移行が政策的に進められてきた。

先行研究によれば、親の会による脱施設化の主張の根拠には、第二次世界大戦以前の知的障害者施設保護収容策への根強い批判があったという (Simmons, 1982; Enns & Neufeldt, 2003)。

しかしながら実際のオンタリオ州の州立施設では、必ずしも知的障害者の総収容、あるいは恒久 (終生) 保護のみが目的として採用されていたわけではなく、むしろ 1920 年代末には一部の入所者に対してコミュニティへの復帰を目的とした方策が試行されていたのであった。このことは、戦後の脱施設化の主張に対する反証を与えうるだけでなく、カナダにおける知的障害者の地域生活移行の初例が 20 世紀前半にすでにみられていたことを示している。

#### ①19 世紀後半から 20 世紀初頭

独立後間もないカナダのオンタリオ州では、知的障害者の処遇が従来の精神病アサイラムや慈善・矯正施設における混合収容という施設の個別的な問題から、政策的対応を必要とする社会問題へと展開しつつあった。施設長らおよび州議会施設局官吏のほかには当時、知的障害のとりわけ知的障害女性の問題に着目したのが、1891 年に結成された女性による社会運動団体のカナダ女性会議 (NCWC) であった。NCWC の請願を契機として設置された、連邦初の「精神薄弱」者調査官職に就いた女医のマクマーチーが、公立学校「精神薄弱」学級の法制度化するなど、20 世紀初頭は知的障害者への政策的対応の幕開けとなった。

#### ②1910 年代後半から 1920 年代

その後、公立学校内「精神薄弱」学級の激増と州立施設の大規模化に見られるように、1910 年代後半から 1920 年代のオンタリオ州では、知的障害者の主たる処遇として保護と隔離を意図した施設収容 (特別な学級への隔離を含む) が指向されていた。その背景には、医師、精神科医といった専門家や女性の団体による、知的障害者を標的とした社会衛生の明確な要請があったことが明らかとなった。他方では、「精神薄弱」学級は州によ

る財政的バックアップ、州立施設は施設長の施設内労働の推奨というそれぞれの隔離保護機能の強化に資する要因があったことも指摘できる。

### ③1920年代から1930年代

当時オンタリオ州では、「精神薄弱」脅威論に対する支持と懐疑両方の研究成果や政策が提出されていた。

なかでも1918年に結成されたカナダ精神衛生協会は、1920年前後に実施した全国7州における知的障害者実態調査の結果から、知的障害者を含む「精神欠陥」者の増加を防止する一方策としての断種を示唆する。精神衛生協会は知的障害を社会問題の最大の根源と捉え、その主たる発生要因は遺伝にあるとみなしていたのである。

アルバータとブリティッシュ・コロンビア両州で断種法が制定されると、1930年に結成したカナダ優生学協会は、内部に資産家、医師、学者といった有力者を擁し、とりわけオンタリオ州政府に対して、西部2州を追随して断種法を成立させるよう積極的な運動を展開した。一方で、当時カナダ公衆衛生協会等では断種に批判的な発言も見られていた。

オンタリオ州における断種法制定の抑力となったのは、「精神薄弱」脅威論と断種実施への不支持の立場をとった州立オリリア施設長のマギーであった。彼は、知的障害者多産説の否定、断種の効用の否定のほか、社会的病理の原因は知的障害ではなく非行であるとの主張を行い、断種の実施とその根拠となる「精神薄弱」脅威論を否定した。

さらに彼は知的障害者の施設への隔離収容の限界と社会的包括の必要性、さらに入所者が施設外で生活することによる経済的効率性とそのための訓練の有効性を根拠として、同施設ではコミュニティ復帰策として、主に以下の3事業を導入し、後任のホーン施設長へ継承された。まず、施設内における社会生活を意図した教育および職業訓練、次にコミュニティへの適応訓練のための仮退所制度の導入、そしてコミュニティへのコロニーの設置であった。これらの事業は一定の成果をあげつつ1940年代まで継続されることから、マギーおよびホーンによる入所者のコミュニティ復帰策は一応の成功ととらえることができるであろう。

しかしながら、当コミュニティ復帰策の対象は比較的軽度の魯鈍児であり、1960年代以降の脱施設化および日本の目指す重度の知的障害者まで含めた地域生活移行よりも、限定的な方策であったといえる。

とはいえ、戦前において施設入所者のコミュニティ移行の取組みが一定の成果を上げていたこと、その背景には当時の2人の施設長による緻密かつ慎重な処遇方針があった

ことは、これまで隔離収容策への反発が根拠とされてきた戦後カナダ・オンタリオ州の脱施設化運動を、改めて再考するうえでの新たな知見を提供するものである。

また、以上の研究から、1870年代から1930年代のカナダ・オンタリオ州において、知的障害者の処遇が成立、展開していく過程は、アメリカ合衆国をはじめとする他国およびカナダ国内の知的障害関係専門家・運動団体の議論を反映しつつ、処遇機関の主導者、すなわちオリリア施設長および補助学級調査官の方針に依拠していたことが明らかとなった。

現在日本が批准を目指す障害者権利条約は、人々がもつあらゆる差異（障害）への合理的配慮と共生社会の実現を基本理念とする。世界に先駆けて障害者の平等な権利の保障に取り組んできたカナダの歴史的萌芽と発展過程を解明することは、今後の日本にとって重要な示唆を提供するといえる。

## 5. 主な発表論文等

[学会発表] (計1件)

下司優里、カナダ・オンタリオ州における「精神薄弱」者の隔離保護処遇の指向—1910年代後半～1920年代—、日本社会福祉学会第59回秋季大会、2011年10月9日、淑徳大学（千葉県）。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

下司 優里 (GESHI YURI)

東日本国際大学・福祉環境学部・講師

研究者番号：40615738

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし